PCBが含まれた機器及びPCB廃棄物の処分期限が迫っています!

保管状況及び処分状況の届出

電気機器などに幅広く使用されてきたPCB(ポリ塩化ビフェニル)は、製造・輸入・使用が原則禁止となっています。しかしながら作業場や倉庫にて使用または保管されている古い電気機器に、PCBが含まれているかもしれません。期限内にPCBが含まれているかどうかを確認し、低濃度PCB廃棄物に該当する場合には、保管状況の届出や適正な処分を行わなければなりません。

探してみよう!期限までに処分しよう!

事務所

電気室のキュービクルに変圧器やコンデンサーが使われていませんか?

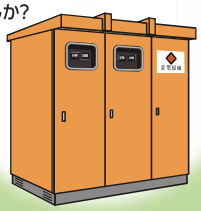

工場

電気設備にトランスやコンデンサ、遮断機などが使用されていませんか?

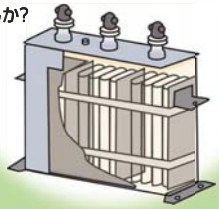

倉庫

長期間保管されたままとなっているPCB廃棄物などが保管されていませんか?

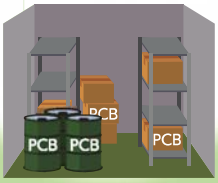

低濃度PCB廃棄物の処理期限 ➡ 令和9年3月31日まで!

使用中の機器であっても、PCBが含まれているトランスやコンデンサなどを使用している場合には、法令により期限内の処分が義務付けられています。

絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定マニュアル(環境省)に定める方法によりPCB分析を行います。

OKAYAMA

計量証明事業登録:岡山県第6-1号、第7-1号、第8-1号

公益財団法人 岡山県環境保全事業団 環境調査分析部

詳しくはホームページへ　https://www.kankyo.or.jp/survey_analysis/

微量PCB汚染廃電気機器等に該当するかどうかは、機器の銘板の記載内容だけでは、判断することができません。

期限までに分析を行い、PCBが含まれていないことを確認する必要があります。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」では、PCB廃棄物を所有する事業者は、事業場ごとにPCB廃棄物の保管状況などを届け出ることが義務付けられています。

絶縁油中などに含まれるPCBの濃度が0.5㎎/kgを超えるものやPCB廃棄物を保管している事業所は、PCB廃棄物を2027年（令和9年）3月31日までに処分しなければなりません。

1 問合せ・申込み

お電話または、ホームページからご連絡ください。

086-298-2616

受付時間:8:30～17:15

ホームページアドレスは
https://www.kankyo.or.jp/

2 試料採取

採取キット
を送付いたしますので、試料を採取し、ご返送ください。

3 分析

ガスクロマトグラフ/電子捕獲型検出器(GC/ECD)により
PCBの濃度を測定いたします。

4 報告

分析結果（試験報告書）を送付いたします。

0.5㎎/kgを超える試料については、ご返送させていただきます。

1検体あたり 18,000円（税別）

税込19,800円

注）試料採取をご依頼の場合や複数検体の分析をご検討の際には、ご相談下さい。

分析のご依頼につきましては、お電話またはホームページよりお申込み下さい。

採取キット（無料）を送付いたします。

お問合せ先

〒701-0212 岡山県岡山市南区内尾665-1

公益財団法人 岡山県環境保全事業団 環境調査分析部

TEL:086-298-2616　FAX:086-298-2617

e-mail：mado@kankyo.or.jp

PCB分析は
こちらから